

○ 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和五十八年法律第七十八号） 新旧対照条文（抄）  
 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（第一百五十七条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(監督組織)            第九十七条 この法律を施行するために、労働に関する主務省に労働基準主管局（労働に関する主務省の内部部局である局で労働条件及び労働者の保護に関する事務を所掌するものをいう。以下同じ。）を、各都道府県に都道府県労働基準局を、各都道府県管内に労働基準監督署を置く。</p> <p>②③④ (略)</p> <p>第九十八条 この法律の施行及び改正に関する事項を審議するため、労働に関する主務省に中央労働基準審議会を、都道府県労働基準局に地方労働基準審議会を置く。</p> <p>② 前項に規定する事項のほか、中央労働基準審議会は賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、労働安全衛生法及び作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）の施行及び改正に関する事項、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第一百八号）に基づきその権限に属する事項並びに炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）の施行に関する重要事項を、地方労働基準審議会は賃金の支払の確保等に関する法律、労働安全衛生法及び作業環境測定法の施行及び改正に関する事項並びに家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）に基づきその権限に属する事項を審議する。</p> <p>③ 中央労働基準審議会及び地方労働基準審議会（以下「労働基準審議会」という。）は、中央労働基準審議会にあつては労働に関する主務大臣の、地方労働基準審議会にあつては都道府県労働基</p>	<p>(監督組織)            第九十七条 この法律を施行するために、労働に関する主務省に労働基準局を、各都道府県に都道府県労働基準局を、各都道府県管内に労働基準監督署を置く。</p> <p>②③④ (略)</p> <p>第九十八条 この法律の施行及び改正に関する事項を審議するため、労働に関する主務省及び都道府県労働基準局に労働基準審議会を置く。</p> <p>(新設)</p> <p>② 労働基準審議会は、労働に関する主務大臣及び都道府県労働基準局長の諮問に応ずるの外、労働条件の基準に関して関係行政官庁に建議することができる。</p>

準局長の諮問に依じて前二項に規定する事項を審議するほか、労働条件の基準及び家内労働法に基づきその権限に属する事項に關して關係行政官庁に建議することができる。

- ④ (略)
- ⑤ 前各項に定めるもののほか、労働基準審議会に關し必要な事項は、命令で定める。

第九十九条 労働基準主管局、地方労働局、都道府県労働基準局及び労働基準監督署に労働基準監督官を置くのほか、命令で定める必要な職員を置くことができる。

- ② 労働基準主管局の局長（以下「労働基準主管局長」という。）  
、地方労働局長、都道府県労働基準局長及び労働基準監督署長は、労働基準監督官をもつてこれに充てる。

- ③・④ (略)

第百条 労働基準主管局長は、労働に關する主務大臣の指揮監督を受けて、地方労働局長及び都道府県労働基準局長を指揮監督し、労働基準に關する法令の制定改廃、労働基準監督官の任免教養、監督方法に關する規程の制定及び調整、監督年報の作成並びに中央労働基準審議会及び労働基準監督官分限審議会に關する事項その他この法律の施行に關する事項をつかさどり、所属の官吏を指揮監督する。

- ② 地方労働局長は、労働基準主管局長の指揮監督を受けて、管内の都道府県労働基準局長を指揮監督し、監督方法の調整に關する事項をつかさどり、所属の官吏を指揮監督する。

③ 都道府県労働基準局長は、労働基準主管局長又は地方労働局長の指揮監督を受けて、管内の労働基準監督署長を指揮監督し、監督方法の調整及び地方労働基準審議会に關する事項その他この法律の施行に關する事項をつかさどり、所属の官吏を指揮監督する。

- ④ (略)

- ③ (略)
- ④ 前三項に定めるものの外、労働基準審議会に關し必要な事項は、命令で定める。

第九十九条 労働基準局、地方労働局、都道府県労働基準局及び労働基準監督署に労働基準監督官を置くの外、命令で定める必要な職員を置くことができる。

- ② 労働基準局長、地方労働局長、都道府県労働基準局長及び労働基準監督署長は、労働基準監督官を以てこれに充てる。

- ③・④ (略)

第百条 労働基準局長は、労働に關する主務大臣の指揮監督を受けて、地方労働局長及び都道府県労働基準局長を指揮監督し、労働基準に關する法令の制定改廃、労働基準監督官の任免教養、監督方法に關する規程の制定及び調整、監督年報の作成並びに労働基準審議会及び労働基準監督官分限審議会に關する事項その他この法律の施行に關する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する。

- ② 地方労働局長は、労働基準局長の指揮監督を受けて、管内の都道府県労働基準局長を指揮監督し、監督方法の調整に關する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する。

③ 都道府県労働基準局長は、労働基準局長又は地方労働局長の指揮監督を受けて、管内の労働基準監督署長を指揮監督し、監督方法の調整及び労働基準審議会に關する事項その他この法律の施行に關する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する。

- ④ (略)

⑤ 労働基準主管局長、地方労働局長及び都道府県労働基準局長は、下級官庁の権限を自ら行い、又は所属の労働基準監督官をして行わせることができる。

第百条の二 労働省の婦人少年主管局長（労働省の内部部局として置かれる局で女子及び年少者に特殊な労働問題に関する事務を所掌するものの局長をいう。以下同じ。）は、労働大臣の指揮監督を受けて、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の制定、改廃及び解釈に関する事項をつかさどり、その施行に関する事項については、労働基準主管局長及びその下級の官庁の長に勧告を行うとともに、労働基準主管局長が、その下級の官庁に対して行う指揮監督について援助を与える。

② 婦人少年主管局長は、自ら又はその指定する所属官吏をして、女子及び年少者に関し労働基準主管局若しくはその下級の官庁又はその所属官吏の行った監督その他に関する文書を閲覧し、又は閲覧せしめることができる。

③ 第百一条及び第百五条の規定は、婦人少年主管局長又はその指定する所属官吏が、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の施行に関して行う調査の場合に、これを準用する。

第百二十条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第百一条（第百条の二第三項において準用する場合を含む。）

の規定による労働基準監督官又は婦人少年主管局長若しくはその指定する所属官吏の臨検を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者

五 (略)

⑤ 労働基準局長、地方労働局長及び都道府県労働基準局長は、下級官庁の権限を自ら行い、又は所属の労働基準監督官をして行わせることができる。

第百条の二 労働省の婦人少年局長は、労働大臣の指揮監督を受けて、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の制定、改廃及び解釈に関する事項を掌り、その施行に関する事項については、労働基準局長及びその下級の官庁の長に勧告を行うとともに、労働基準局長が、その下級の官庁に対して行う指揮監督について援助を与える。

② 婦人少年局長は、自ら又はその指定する所属官吏をして、女子及び年少者に関し労働基準局若しくはその下級の官庁又はその所属官吏の行った監督その他に関する文書を閲覧し、又は閲覧せしめることができる。

③ 第百一条及び第百五条の規定は、婦人少年局長又はその指定する所属官吏が、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の施行に関して行う調査の場合に、これを準用する。

第百二十条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第百一条（第百条の二第三項において準用する場合を含む。）

の規定による労働基準監督官又は婦人少年局長若しくはその指定する所属官吏の臨検を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者

五 (略)